

CSR活動の一環である高知県「協働の森づくり事業」において 「CO₂吸収証書」を取得

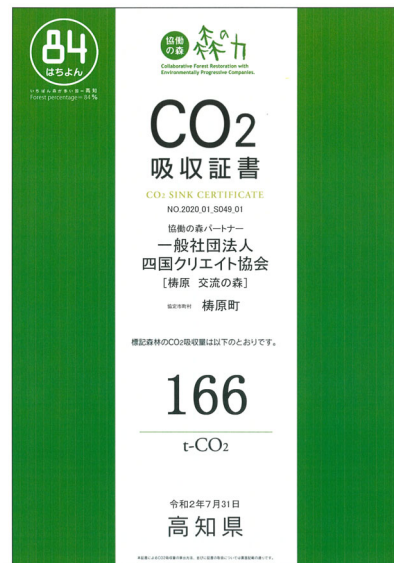
四国クリエイト協会・梲原町・高知県・梲原町森林組合の4者で締結している「パートナーズ協定」の協定エリアにおいて、令和元年度から過去5年間に間伐施業が行われた施業地を対象に、各施業地が令和元年度に吸収したCO₂量を算出し、合計した結果、CO₂吸収量166t-CO₂の「CO₂吸収証書」をいただきました。

当会協定森林の「梲原 交流の森」エリアは、四国カルスト県立公園に近く、四万十川支流梲原川の水源地域に位置する、約32ヘクタールの広大な森林にはスギ、ヒノキ及び広葉樹等の自然林があります。

高知県「協働の森づくり事業」は、国内での温室効果ガス（CO₂）の排出権取引制度の創設を視野に入れながら、環境先進企業と地域とが「森林の再生」と「地域交流の促進」を柱とした取り組みを行うことで、現在手の行き届かない状況となっている森林の再生を推進するものです。

森林によるCO₂吸収量を、高知県CO₂吸収専門委員会が認証し証書を発行することによって、当会のCSR活動の効果を数値化することができ、別途節電・節水等による自主的な環境保全活動とあいまって、地球温暖化防止対策に貢献できるものです。

今後とも当会のCSR活動（社会貢献）の一環として、「梲原 交流の森」をベースに、地域と協力して、間伐材の有効利用や、地球温暖化防止策・水資源対策など積極的に環境貢献活動を実践して参りたいと考えております。



CO ₂ 吸収証書の概要	
[1] 認証対象森林に関する事項	
協定者	一般社団法人四国クリエイト協会・梲原町森林組合・梲原町・高知県
協定期間	平成25年1月1日～平成25年3月31日 平成26年4月1日～平成26年3月31日 平成27年4月1日～平成27年3月31日 平成28年4月1日～令和2年3月31日
協定森林の名称	梲原 交流の森
協定森林の所在地	高知県梲原町梲原町1丁目
[2] 森林吸収の算出に関する事項	
対象面積 (法面面積)	平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 令和元年度
	2.50ha 2.50ha 2.70ha 2.50ha 2.50ha
算出式	(面積換算) × (立木数) × (容積換算) × (炭素含有率) × (二酸化炭素換算係数) × (調整)
現地調査 (調査年月日)	令和2年4月14日
調査者	梲原町産林 森林の文化創造推進課
吸収量算出結果	平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 令和元年度
	2,500 t-CO ₂ 4,500 t-CO ₂ 4,950 t-CO ₂ 4,500 t-CO ₂ 166 t-CO ₂
合計	166 t-CO ₂
※各年度のCO ₂ 吸収量は、平成19年4月1日から令和2年3月31日までの吸収量を算出	
[3] 認証に関する事項	
審査 (審査者)	高知県CO ₂ 吸収専門委員会
	【委員】 丸山道、梲原誠哉、松岡良樹
調査年月日	令和2年7月31日
審査結果	審査の通り認証することを認めます。
認証期間	令和2年3月31日まで
発行以上の留意事項	この証書は、森林により吸収されたものではありません。また、第三者に譲渡することはできません。

▲ 梲原 交流の森 / CO₂吸収証書